

奥州市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月5日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成30年9月26日から28日まで

本監査 平成30年10月1日

(2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの(補助金)

団体名	補助金等名称	担当部課等
奥州市スポーツ少年団	奥州市スポーツ少年団事業補助金	協働まちづくり部 生涯学習スポーツ課
奥州前沢劇場実行委員会	奥州前沢劇場事業補助金	協働まちづくり部 前沢総合支所総務企画課

イ 法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

団体名	施設の名称	担当部課等
株式会社ニチイ学館	奥州市立岩谷堂放課後児童クラブ	健康福祉部 子ども・家庭課
株式会社寿広	奥州市市営住宅	都市整備部建築住宅課

(3) 監査事項

平成29年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 財政援助団体

ア 奥州市スポーツ少年団

補助金名称 奥州市スポーツ少年団事業補助金

補助金の額 2,123,000円(補助対象事業費 4,750,000円)

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 奥州前沢劇場実行委員会

補助金名称 奥州前沢劇場事業補助金

補助金の額 1,036,000円（補助対象事業費 2,744,414円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 公の施設の管理（指定管理）

ア 株式会社ニチイ学館

施設の名称 奥州市立岩谷堂放課後児童クラブ

協定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

指定管理料 21,814,000円（平成29年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市立放課後児童クラブ条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 株式会社寿広

施設の名称 奥州市市営住宅

協定期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

指定管理料 38,558,000円（平成29年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市市営住宅管理条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。